

省エネ補助金 活用コンサルティングのご案内

～エネルギー使用合理化事業者支援事業～



「省エネ補助金」とは??

- **助成金・補助金とは**

国、地方自治体から公益のために民間や個人に支払われるお金。

- **省エネ補助金とは**

一定の省エネ効果の認められる機器や設備改修に対し、交付される補助金。

国単位での省エネ運動 地球温暖化防止運動の高まり

- ◆ **改正省エネルギー法**

⇒工場・事業場、建築物についてのエネルギーの使用の合理化

- ◆ **2005年京都議定書**

⇒地球温暖化防止会議・温室効果ガス排出量6%減

- ◆ **2011年東日本大震災**

⇒電力不足・原発問題の浮上

- ◆ **2013年白熱灯製造禁止**

⇒エネルギー効率の悪い白熱電球は規模を大幅縮小

補助金・助成金の交付

- **エコカー**



- **太陽光**



- **LED照明**



- **高効率空調設備**



エネルギー使用合理化支援事業 (H24年度の例)

● 公募予算額

約300億

予算が余った場合は2次、3次公募があるのが通例

昨年度は3次まで公募

● 補助金額

補助対象経費の1/3上限50億円、下限100万円

補助対象経費の合計が300万円に満たない場合申請不可

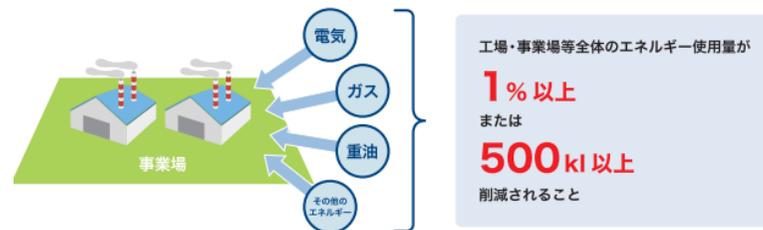
● 補助対象事業

以下の2要件すべてを満たして補助対象となる

- ①工場・事業場などにおける、既存設備、システムの置き換え 新設は不可
- ②上記により事業場全体の省エネルギー率1%以上、もしくは原油換算省エネルギー量が500kl以上を達成できる
- ③設備の資産登録(資産計上)が必須

● 補助対象事業者

法人格を有する全ての事業者



補助金申請フロー (H24年度の例)

1. 公募情報開示・公募受付

- ・ 公募期間は約1カ月
この期間に説明会も行われることがある
- ・ 交付申請書の作成・提出

2. 交付決定

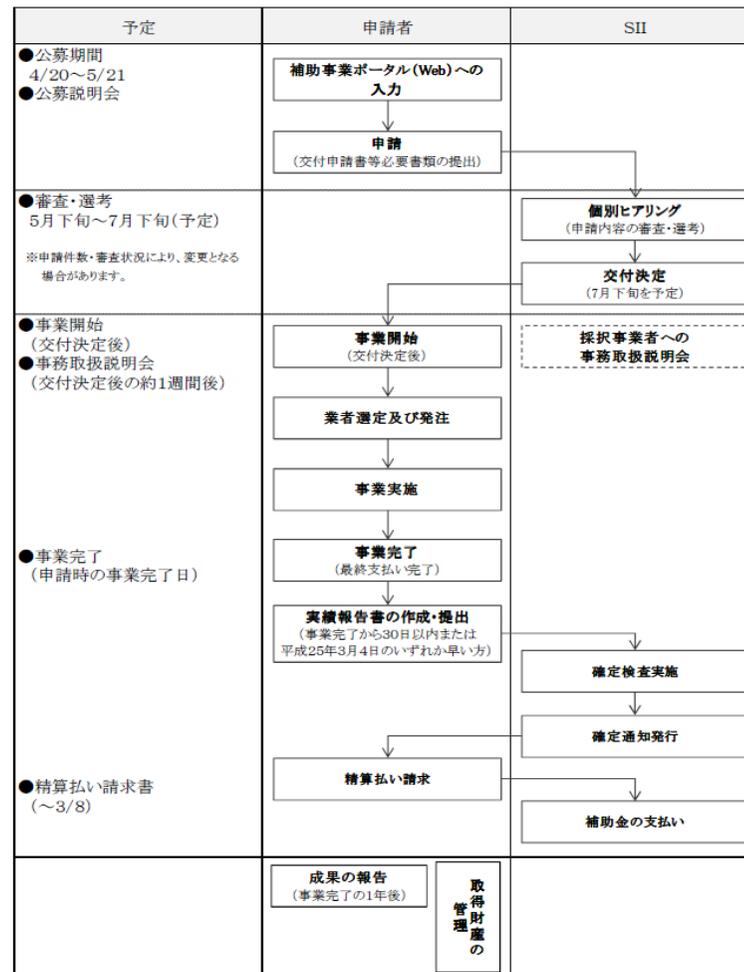
- ・ 約2ヶ月の審査期間。この間に修正指示等がある。
- ・ 交付決定通知書が発行されてから工事

3. 工事期間

- ・ SIIから中間検査、申請者は中間報告が課せられる。
- ・ 計画変更がある場合は計画変更申請のためのやり取り

4. 事業完了

- ・ 実績報告書の作成・提出
- ・ SIIによる確定検査・精算払請求書の提出を経て入金
- ・ 入金後は実施状況報告書の提出が義務づけられる



補助金活用コンサルティングサービス

● 補助金申請の問題点

- 申請書類・添付書類の量が膨大
- 設備に関わる専門知識が必要
- 受付期間が短い
- 採択には内容が問われるため、ノウハウが必須
- 申請後も確定検査・実績報告があり負担増に

提出書類一覧表

※申請書類に必要 ○ 提出必須 ※ 申請する事業者の得意先が必須

No.	項目	備考 (ノウハウが必須)	備考	提出時期
1	申請書			○
2	採択申請書			○
3	申請書類			○
	採択申請書			○
	採択申請書(採択申請書)			○
4	申請書類			○
	採択申請書			○
	採択申請書(採択申請書)			○
5	申請書類			○
	採択申請書			○
	採択申請書(採択申請書)			○

※ 採択申請書は、採択申請書に入力した内容に基づき、採択申請書に入力した内容に基づき、内容を変更して提出する必要があります。
 ※ 採択申請書は、採択申請書に入力した内容に基づき、採択申請書に入力した内容に基づき、内容を変更して提出する必要があります。
 ※ 採択申請書は、採択申請書に入力した内容に基づき、採択申請書に入力した内容に基づき、内容を変更して提出する必要があります。

● 補助金活用コンサルティングサービス

- 申請業務の負担を大幅軽減
- 独自のノウハウ・専門知識で採択率向上

補助金活用コンサルティングサービス



● 豊田D&Cの特徴

- 成功報酬制 着手金0円^(※)
- 実績多数 採択率95%
- 長年の電気工事の実績
- 多数のLED化実績
- 節電機器提案、施工までトータルサポート

※案件規模、内容によって、ご要望に添えない場合もございます。

▶ 現場を熟知した「実のある」申請業務